

# 漁船漁業等収益力強化型ビジネス連携緊急支援事業実施要領

平成 21 年 1 月 27 日  
20 水漁第 2200 号  
水産庁長官通知

## 第 1 趣旨

この事業は、漁船漁業等の収益力を強化するため、異業種が有する省コストや加工・流通の技術等を活用した、漁業の生産から加工・流通・販売にわたるビジネスプランの事業化を支援することにより、漁業の生産性確保や離島地域を含めた漁村地域の活性化を図ることを目的とする。

## 第 2 事業内容及び事業実施主体

漁船漁業構造改革総合対策事業実施要綱（平成 19 年 3 月 29 日付け 18 水管第 4158 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 3 の 2 の（5）の事業の実施については、次の 1 から 5 までとし、実施要綱第 2 に規定する者を事業主体（以下「助成団体」という。）とする。

### 1 基金の造成及び管理運営

- （1）実施要綱に定める漁船漁業等収益力強化型ビジネス連携緊急支援事業助成勘定（以下「ビジネス連携勘定」という。）に造成される基金及び管理・運営は実施要綱で定めるもの以外については本実施要領による。
- （2）助成団体は、2 から 5 までの事業の実施に必要な経費について、ビジネス連携勘定より交付する。
- （3）助成団体は、毎事業年度終了後及び基金による事業がすべて完了したときは、速やかに事業実績報告書を作成し、水産庁長官に報告しなければならない。

### 2 起業情報整備

助成団体は、漁業分野での起業を目指す者が円滑に新規参入できるよう、漁村地域の利用可能な漁場や施設等の経営資源情報を収集・分析し、インターネット等により情報発信や相談会等を行うとともに、4 及び 5 を適正に実施するための活動を行うものとする。

### 3 起業事例分析・普及

助成団体は、漁業分野への新規参入の成功事例を収集・分析するとともに、事例集等を作成し普及啓発を行うものとする。

### 4 公募・審査・選定等

助成団体は、学識経験者等により構成されるビジネスプラン審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、漁業分野での起業を目的としたビジネスプランの公募を行い、応募されたビジネスプランを次の（1）から（2）までに基づき審査委員会において審査し、助成対象となるビジネスプラン（以下「認定ビジネスプラン」という。）の選定を行うものとする。また、認定ビジネスプラン策定者の要望に応じ、起業に関する専門的な知識等を有する者の派遣・相談等によるサポートを行うものとする。

る。

(1) ビジネスプランの要件

ビジネスプランの要件は、次のすべてを満たすこととする。

- ア 原則として漁業生産から加工、流通、販売までの分野にわたるものであって、3年以内に事業化が見込めるものであること。
- イ 省コストや加工・流通技術等を活用したビジネスプランであり、事業化の手法及び内容等が妥当であること。
- ウ ビジネスプランの内容の実現性が高いこと。
- エ ビジネスプランの事業化により、参入する漁村地域の活性化に資するものであること。
- オ ビジネスプランの事業化が、参入地域のみ限定されず、類似の条件・事情にある他の地域にも広く普及する要素を有していること。

(2) ビジネスプラン策定者の要件

ビジネスプラン策定者の要件は、アからウまでのすべてを満たすこととする。

- ア 過去3年以上の間、漁業を営んでいないこと。
- イ 次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者であること。ただし、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会やその他の漁業生産者団体を除く。

(ア) 現在事業を営んでいない個人であって、交付決定後1か月以内に起業予定のもの

(イ) 現在事業を営んでいない個人であって、交付決定後2か月以内に会社を設立予定のもの

(ウ) 個人事業者

(エ) 株式会社、有限会社、合資会社及び合名会社

(オ) 協同組合、企業組合、協業組合、商工組合及びNPO法人

(カ) LLC及びLLP

(キ) その他水産庁長官が適当と認めた団体

ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの形態により漁業生産事業を実施すること

(ア) 自営

(イ) 国内の漁業者との共同会社、LLC、LLP等を通じた経営への参画

(ウ) 国内の漁業者への生産委託

(3) 採択における優遇

次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その項目ごとに採択において優遇するものとする。

ア 漁船漁業構造改革総合対策事業について

ビジネスプランが、実施要綱第3の1の(1)のイにより認定された改革計画に関連する場合、ビジネスプランの採択において優遇するものとする。

イ 地域再生計画策定地域について

地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、ビジネスプランの事業化により参入を予定している地区(以下「参入地区」という。)を含む地方公共団体が、参入地区を対象区域に含み、かつ、地域産業の発展を内容とする地域再生計画を策

定し、内閣総理大臣の認定を受けている場合、ビジネスプランの採択において優遇するものとする。

ウ 農商工連携事業について

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、中小企業者と農林漁業者が共同して作成した農商工等連携事業に係る農林水産大臣と経済産業大臣の認定を受けた場合、ビジネスプランの採択において優遇するものとする。

エ 離島地域について

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条に基づく「離島振興対策実施地域」で実施するビジネスプランにおいては、その内容が漁村地域の活性化に資することが見込める場合、ビジネスプランの採択において優遇するものとする。

5 認定ビジネスプランの助成等

(1) 助成対象経費

認定ビジネスプランの事業化に要する経費のうち、次のアからキまでを補助対象経費とし、助成対象経費の1/2を上限として助成金を交付するものとする。

助成期間については、認定ビジネスプランの内容に応じて最長3年間助成を受けることができるものとする。ただし、その場合においても、毎年度の事業評価結果や国の財政状況により2年目の継続を保証するものではない。

ア 機械装置及び工具・器具費

イ 人件費

ウ 調査・研究・開発費

エ 宣伝・広告費

オ 出張旅費

カ アからオまでのほか、事業化の実現のために審査委員会が必要と認めた経費

キ アからカまでの助成対象経費に係る消費税及び地方消費税

(2) 助成金の交付等

ア 4において選定された、認定ビジネスプランの事業実施者（以下「事業実施者」という。）は、助成団体に対し、交付申請書を提出するものとする。

イ 助成団体は、事業実施者から交付申請書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して交付決定の通知を行うものとする。

ウ 事業実施者は、イで認められた事業に要する経費について、概算払いを請求することができるものとする。

エ 助成団体は、ウに基づいて事業実施者から概算払いの申請があった場合には、内容を審査し、助成金を交付することができるものとする。

オ 事業実施者は、1事業期間の事業終了後、実績報告書を助成団体に提出するものとする。

カ 助成団体は、実績報告書の内容を確認するために、事業実施者に対して認定ビジネスプランに係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。

キ 助成団体は、認定ビジネスプランの事業実施者が助成金を助成金以外に使用した

と認められるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

### 第3 その他

助成団体は、本実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項について、水産庁長官の承認を受けて定めることができるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成21年1月27日から施行する。